

申立書

私は、毒物及び劇物取締法施行令第36条の5第1項の規定による措置を講ずる必要はありません。

毒物及び劇物取締法施行令第36条の5第1項の規定による措置の内容

・ 毒物劇物取扱責任者の障害 視覚 聴覚 音声機能 言語機能

・ 措置内容

()

年 月 日

住所
〒

氏名

印

(あて先) 京都市長